

5 危機的な財政状況に対応した地方税財政措置について

(内閣府、総務省、財務省)

【内容】

- (1) 地方の安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額については、平成23年度の水準を実質的に下回らないよう確保することはもとより、本県を始め、大幅な税収減に直面している地方財政の窮状を踏まえ、地方交付税の増額など、セーフティネットとしての地方財政措置の大幅な拡充を図ること。
- (2) 地方財政措置の拡充に際しては、臨時財政対策債のウェイトを過度に高めるのではなく、法定率の引き上げ等により地方交付税総額の増額を図ること。
- (3) 地方法人特別税については、即時に廃止し、地方税として復元すること。

(背景)

「財政運営戦略」(平成22年6月閣議決定)において導入された中期財政フレーム(平成23年8月改訂)においては、地方の一般財源総額は、平成24年度から平成26年度までの対象期間中、平成23年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされている。

本県は、平成20年秋以降の世界的な経済危機により、県税収入は2年間で約5,000億円という、過去に経験のない急激かつ大幅な減収に見舞われ、未だ回復していない。景気の先行きが不透明となっており、県税収入がほぼ横ばいにとどまる一方で、公債費や扶助費といった義務的経費が確実に増加することから、今後も極めて厳しい財政状況が続くことが見込まれる。

こうしたことから、引き続き税収減のセーフティネットとしての地方財政措置の確保は極めて重要である。今後も全国的に社会保障関係経費を始めとする義務的経費は増加し続ける傾向にあることを踏まえると、地方が安定的な財政運営を行う上では、地方一般財源総額は、前年度と同額を維持するだけでは不十分であり、増額確保することが是非とも必要である。

本県は、平成22年度の臨時財政対策債の算定方法の変更により、地方交付税額に比して臨時財政対策債発行可能額の割合が非常に大きくなっており、県債残高の大幅な増加の要因となっている。問題を抜本的に解決するためには、国税5税の法定率の引き上げなどにより地方交付税の原資を拡充することが不可欠である。

平成20年度税制改正において、地域間の財政力格差の縮小の観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部が国税化され、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設された。この措置は、受益と負担という税の原則に反し、地方分権に逆行するものであるとして、本県は、その導入時から強く反対してきた。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」(平成24年3月国会提出)においては、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う」とされているが、この暫定措置を即時に廃止する必要がある。

(参 考)

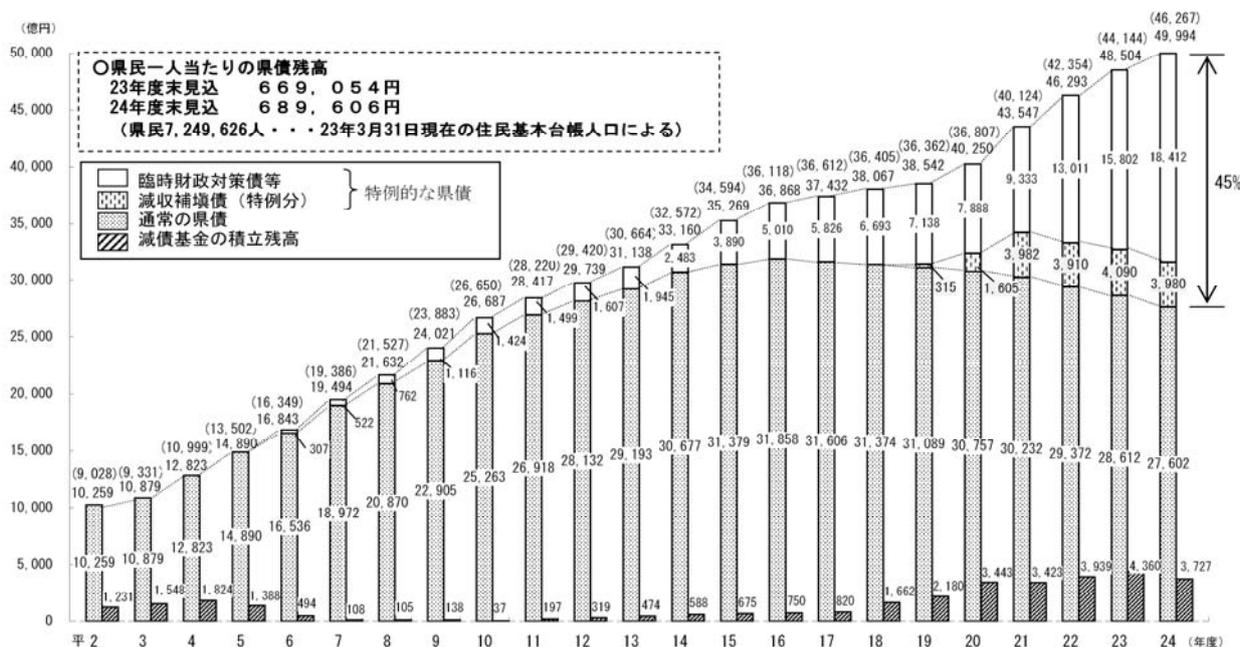
地財計画と愛知県の税収の比較

(単位：億円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	伸び率(%) H24/H20
地財計画道府県税 (うち法人二税)	188,403 (69,237)	154,218 (37,916)	129,226 (22,274)	134,952 (27,707)	138,479 (29,673)	△ 26.5 (△ 57.1)
愛知県県税当初予算 (うち法人二税)	13,600 (5,598)	9,680 (1,981)	8,666 (1,623)	8,828 (1,964)	8,847 (1,900)	△ 34.9 (△ 66.1)

20年度から約5,000億円の減収

愛知県の県債残高の推移



(注) 平成22年度までは決算額。平成23年度は最終予算ベース。平成24年度は当初予算ベース。
白抜きは、臨時財政対策債、減収補填債、臨時税収補填債、退職手当債、調整債の計としている。
県債残高の()は、減債基金の積立残高を控除した額。

愛知県の普通交付税と臨時財政対策債の推移

(単位：億円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
普通交付税 A	(不交付) 0	406	522	525	600
臨時財政対策債 B	682	1,378	3,826	2,899	2,900
計 C=A+B	682	1,784	4,348	3,424	3,500
臨時財政対策債の割合 B/C	100.0%	77.2%	88.0%	84.7%	82.9%

(注) 当初算定ベース。平成24年度は当初予算額。